

阪南大学後援会弔意金に関する基準

制 定 平成25年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、阪南大学に在学し後援会会費を給付した学生及び学費支弁者が死亡した場合の弔意金の基準について定めるものとする。なお学費支弁者とは、原則として大学に届け出を行っている保護者とする。

(金額)

第2条 弔慰金の金額は、別表の通りとする。

(学生に対する弔慰金について)

第3条 学生に対する弔慰金の取り扱いについては、「学生弔意基準」に準ずるものとする。

(学費支弁者に対する弔慰金について)

第4条 学費支弁者に対する弔慰金については、学生が後援会事務局（以下「事務局」という。）に次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 学費支弁者の死亡診断書の写しまたはそれに準ずる死亡事実を確認できる書類
 - (2) その他必要とされる書類
- 2 前項により弔慰金の支給が認められた学生は、事務局の指定した日時に事務局において弔慰金を受け取るものとする。

(規程の改廃)

第5条 この基準の改廃は、後援会幹事会、後援会運営委員会の議を経て後援会長が行う。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

<別表>

対 象	弔 慰 金
学生本人	20,000 円
学費支弁者	20,000 円